

※今回の募集は、予算議決前の準備行為として開始するものであり、この要綱は、令和8年度当初予算案に係る神奈川県議会の議決がなされ、予算が発効する令和8年4月1日に施行する予定です。

神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、スポーツを通じて「あつまる」「つながる」機会を創出し、地域活性化や共生社会の実現等の社会課題の解決に寄与するため、市町村、企業、大学、スポーツチーム、地域クラブ等の団体が行うスポーツによる地域活性化の推進に資する新たな事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）団体

法人その他の団体をいう。

（2）新たな事業

補助金の交付を受けようとするものが過去に実施していない事業又は過去に実施した事業に新たな取組を加える事業をいう。

（3）代表団体

第4条に規定する補助事業を行おうとする団体のうち、この要綱に基づく補助金の交付等に関する手続を代表して行う団体をいう。

（4）連携団体

第4条に規定する補助事業を行おうとする団体のうち、代表団体以外の団体をいう。ただし、代表団体の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社をいう。以下同じ。）を除く。

（5）スポーツ関連事業

次のいずれかに該当する事業をいう。

ア スポーツ大会、スポーツ体験教室等のスポーツを「する」に関する取組

イ スポーツ観戦イベント、スポーツ大会応援ツアー等のスポーツを「みる」に関する取組

ウ スポーツボランティア活動、スポーツボランティアや指導者の育成講座、暴力・ハラスメント等の防止に関する普及啓発等のスポーツを「ささえる」に関する取組

エ スポーツを通じた世代間交流、異業種連携、地域交流、地域活性化、共生社会の実現等のスポーツで「あつまる」「つながる」に関する取組

オ その他スポーツの推進に資すると知事が認める取組

(補助対象者の要件)

第3条 補助対象者（一の申請における代表団体又は連携団体をいう。以下同じ。）は、県内の市町村（かながわスポーツ・プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）登録市町村に限る。）又は次の各号すべての要件に該当する市町村以外の団体とする。

- (1) 代表団体において、県内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、県内に所在がない場合でも、プラットフォーム登録団体はこの限りでない。
- (2) 代表団体（複数の団体が参画している実行委員会の場合は、当該実行委員会又はその主たる構成員）において、スポーツ関連事業の実績を有すること。
- (3) 代表団体及び連携団体が関係会社でないこと。
- (4) 代表団体及び連携団体それぞれにおいて、団体の定款、規約又は会則を有すること。
- (5) 代表団体及び連携団体それぞれにおいて、団体の意思を決定し、執行する体制を確立していること。
- (6) 代表団体及び連携団体それぞれにおいて、団体自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- (7) 代表団体及び連携団体それぞれにおいて、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がないこと（ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の規定による徴収猶予を受けている場合を除く。）。

(補助の対象)

第4条 補助の対象とする事業は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 補助対象者が県内で実施する事業であること。
- (2) スポーツによる地域活性化に資する新たな事業であること。
- (3) 代表団体及び連携団体が連携して行う事業であること。ただし、複数の団体が参画している実行委員会は単独で行う事業を含むものとする。
- (4) 代表団体及び連携団体のうち、少なくとも1者がプラットフォーム登録団体として実施する事業であること。ただし、複数の団体が参画している実行委員会の場合は、参画している団体にプラットフォーム登録団体が少なくとも1者いれば補助の対象とする。
- (5) 補助金の交付の決定の日の属する県の会計年度の末日（以下「年度末日」という。）までに完了すること。
- (6) 政治的又は宗教的目的を有しないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち別表に定める経費を除いたものとする。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額の算出方法は、補助対象経費から国又は他の団体等の補助金、協賛金その他の使途が指定され重複する収入を充当する額を控除した額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が100万円を超える場合は、100万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第7条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者（補助事業を行う代表団体又は連携団体をいう。以下同じ。）の自社調達又は関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が次のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(申請書の提出期日等)

第8条 規則第3条第1項の規定による神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金交付申請書（第1号様式）の提出期日は、知事が別に定める。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 代表団体がスポーツ関連事業の実績を有することを証する書類

- (2) 代表団体及び連携団体それぞれの定款、規約又は会則
- (3) その他知事が必要と認める書類

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者（補助金の交付の申請を行った代表団体又は連携団体をいう。）が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ申請者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するかどうかを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
 - イ 補助対象経費の総額の20%以内で項目間の配分の変更をすること。
 - ウ 補助対象経費の総額の20%以内の増額又は減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
 - エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
 - オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合又は完了しない場合は、事業期間終了日の2週間前までに変更後の事業期間について知事に届け出なければならない。

(4) 補助事業の実施に当たっては、法令を遵守し、参加者等の安全に配慮しなければならない。

(5) 補助事業の実施に当たっては、県の広報活動に協力しなければならない。

(変更の承認)

第11条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、補助事業の終了後、次条の実績報告を年度末日までに行うことが困難な場合に、神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金事業実施状況報告書（第3号様式）により、年度末日までに行わなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金事業実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 補助事業の実施を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

(加算金及び延滞金の納付)

第16条 規則第16条の2第1項の規定による加算金及び同条第4項の規定による延滞金の額が100円未満であるときは、納付を要しないものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

2 規則第17条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

(書類の整備等)

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に団体を解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第 19 条 補助事業者は、所在地、団体名又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

- 1 役務等への対価としての必要性が認められないもの
- 2 団体運営の経常的経費
- 3 補助事業者が他者に交付する補助金及び交付金
- 4 補助対象に関する調査・計画策定にかかる費用
- 5 基金の積立金
- 6 市場価格と比較して著しく高いと認められるもの
- 7 有償で頒布するプログラム又は図録等の作成経費
- 8 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の会場使用料等
- 9 食糧費
- 10 資産の取得に係る費用（固定資産の購入や整備に係る費用。原則として取得価格が単価10万円以上のもの（ただし、既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を新調しようとするもので、新調以外により経済的に対応できる方法がなく、新調しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合を除く。）
- 11 10万円以上の修繕費（ただし、既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を修繕しようとするもので、修繕以外により経済的に対応できる方法がなく、修繕しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合を除く。）
- 12 公課費（消費税及び地方消費税相当額、印紙代、道路使用許可申請の手数料等）
- 13 金融機関に支払う振込手数料
- 14 次年度以降の事業に関する準備経費

(第1号様式)

神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金交付申請書

交付申請日	
-------	--

神奈川県知事 殿

令和 年度の標記補助金の交付を受けたいので申請します。
なお、この申請に当たっては、申請すること及び申請内容すべてについて、連携団体の了解を得ていることを申し添えます。

1 申請団体（代表団体）の概要（市町村は、(1)～(11)のみ記載してください）

(1)ふりがな			
(2)申請団体（代表団体）名			
(3)代表者役職名			
(4)代表者名(本名)			
(5)郵便番号	〒		
(6)所在地			
(7)個人情報管理責任者名			
(8)連絡担当者の役職又は所属			
(9)連絡担当者名			
(10)電話番号	①	②	
(11)E-mail			
(12)団体設立年月	年	月	
(13)構成員数	人		
(14)団体又は団体の主要な構成員の実績		実施年月	事業名・内容等 チラシ等参考資料(任意)
	①	年 月	
	②	年 月	
	③	年 月	
(15)コンプライアンス（法令遵守）に関する考え方 ※個人情報保護、会計 税務、内部統制等			

2 申請団体（代表団体）の役員等氏名一覧（市町村の場合は不要）

(1)代表者

役職名	氏名		生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)				性別 (M, F)	住 所
	か	漢字	元号	年	月	日		

(2)役員<法人格を持たない団体の場合は記入不要です。>

役職名	氏名		生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)				性別	住 所
	か	漢字	元号	年	月	日		

3 誓約（市町村の場合は不要）

<p>(1)当団体は、団体の意思を決定し、執行する体制を確立しています。 (2)当団体は、自ら経理し、監査する会計組織を有しています。 (3)当団体は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がありません（ただし、地方税法第15条に基づく徴収猶予を受けている場合を除く）。 (4)当団体は、暴力団ではありません。 (5)当団体は、代表者又は役員（法人格を持たない団体にあつては、代表者）のうちに暴力団員に該当する者はありません。 (6)団体の役員等氏名一覧に記載した全ての者は、前号に該当するか否かの確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供することを同意しています。 (7)申請内容及び添付資料に記載された情報に偽りはありません。情報に偽りがあることが発覚した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。 (8)当団体は、連携団体の関係会社ではありません。</p>		
誓約	上に記載のとおり	

4 連携団体の概要（市町村は、(1)～(11)のみ記載してください）

4～6は、連携団体が複数の場合は、それぞれの団体ごとに作成してください。

(1)ふりがな				
(2)連携団体名				
(3)代表者役職名				
(4)代表者名(本名)				
(5)郵便番号	〒			
(6)所在地				
(7)個人情報管理責任者名				
(8)連絡担当者の役職又は所属				
(9)連絡担当者名				
(10)電話番号	①	②		
(11)E-mail				
(12)団体設立年月	年	月		
(13)構成員数	人			
(14)団体又は団体の主要な構成員の実績		実施年月	事業名・内容等	チラシ等参考資料(任意)
	①	年 月		
	②	年 月		
	③	年 月		
(15)コンプライアンス(法令遵守)に関する考え方 ※個人情報保護、会計 税務、内部統制等				

5 連携団体の役員等氏名一覧（市町村の場合は不要）

(1)代表者

役職名	氏名		生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)				性別 (M, F)	住 所
	か	漢字	元号	年	月	日		

(2)役員<法人格を持たない団体の場合は記入不要です。>

役職名	氏名		生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)				性別	住 所
	か	漢字	元号	年	月	日		

6 誓約（市町村の場合は不要）

(1)当団体は、団体の意思を決定し、執行する体制を確立しています。
 (2)当団体は、自ら経理し、監査する会計組織を有しています。
 (3)当団体は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がありません（ただし、地方税法第15条に基づく徴収猶予を受けている場合を除く）。
 (4)当団体は、暴力団ではありません。
 (5)当団体は、代表者又は役員（法人格を持たない団体にあつては、代表者）のうちに暴力団員に該当する者はありません。
 (6)団体の役員等氏名一覧に記載した全ての者は、前号に該当するか否かの確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供することを同意しています。
 (7)申請内容及び添付資料に記載された情報に偽りはありません。情報に偽りがあることが発覚した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
 (8)当団体は、代表団体の関係会社ではありません。

誓約	上に記載のとおり
----	----------

7 補助事業の内容

(1)ふりがな									
(2)事業名									
(3)事業キーワード 該当するものをすべて選択	子ども スポーツホ スピタリティ する	成人 マルチス ポーツ みる	高齢者 暴力・ハラス メント防止 ささえる	障がい者 他分野連携 あつまる・つ ながる	デジタル技術の活用 地域資源の活用 その他()				
(4)事業実施日	始	年	月	日	～	終	年	月	日
(5)実施場所名									
(6)実施場所所在地									
(7)趣旨・目的									
(8)実施内容									
(9)新たな事業である ことの説明 (いずれかを選択の 上、説明を記入)	<input type="checkbox"/> 申請者が過去に実施していない事業 補足説明								
	<input type="checkbox"/> 申請者が過去に実施した事業に新たな取組を加える事業 新たな取組の内容								
(10)対象者、参加目 標人数、広報の手法									

(11)代表団体・連携団体の役割分担	かながわスポーツ・プラットフォームの登録有無	団体等名	内容（事業における役割分担等）
(12)参加料の有無	有 ・ 無	(13)有の場合 価格	円から 円
(13)翌年度以降の取組内容（予定）	イ 翌年度（ 令和9 年度）		
	ウ 翌々年度（ 令和10 年度）		
※該当する事業のみ (14)加点対象の事業であることの説明（事業内容に応じていずれかを選択の上、説明を記入）	<input type="checkbox"/> デジタル技術を活用した取組		
	補足説明		
	<input type="checkbox"/> スポーツホスピタリティに関する取組		
	補足説明		
	<input type="checkbox"/> マルチスポーツなど多種多様なスポーツの普及に向けた取組		
補足説明			
<input type="checkbox"/> スポーツを行う者に対する暴力、ハラスメント、盗撮、誹謗中傷等の防止に資する取組			
補足説明			

8 補助金交付に係る希望の内容

(1)交付申請額			円						
(2)事業期間	始	年	月	日	～	終	年	月	日
(3)事業期間における具体的な業務スケジュール									
交付決定前に着手する場合、理由									

9 補助事業の収支予算

収入の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳
神奈川県スポーツによる 地域活性化推進補助金		
代表団体自己負担		
連携団体（ ） 自己負担		
収入合計 (支出合計と一致)		

※連携団体が2者以上ある場合は、連携団体ごとに負担額を記載すること。

支出の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳
補助対象経費		
補助対象経費計(a)		
補助対象外経費	補助対象経費に係る消費 税及び地方消費税相当額	
補助対象外経費計(b)		
支出合計(a+b)		

(第2号様式)

神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金変更（中止、廃止）承認申請書

申請日	
-----	--

神奈川県知事 殿

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金に係る事業を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たっては、申請すること及び申請内容すべてについて、連携団体の了解を得ていることを申し添えます。

(1)申請団体（代表団体）名			
(2)代表者役職名			
(3)代表者名（本名）			
(4)郵便番号	〒		
(5)所在地			
(6)連絡担当者の役職又は所属			
(7)連絡担当者名			
(8)電話番号	①	②	
(9)E-mail			

1 変更（中止・廃止）の内容

変更する項目				
変更の内容	変更前		変更後	
変更（中止・廃止）の理由				

変更する項目				
変更の内容	変更前		変更後	
変更（中止・廃止）の理由				

変更する項目				
変更の内容	変更前		変更後	
変更（中止・廃止）の理由				

変更する項目				
変更の内容	変更前		変更後	
変更（中止・廃止）の理由				

変更する項目				
変更の内容	変更前		変更後	
変更（中止・廃止）の理由				

※変更する項目の数によって削除をしてください。

2 収支予算書（補正予算）

収入の部

単位：円

項目	補正前 予算額(A)	補正後 予算額(B)	増減額 (B-A)	説明
神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金				
代表団体自己負担				
連携団体（ ）自己負担				
収入合計（税込の支出合計と一致）				

※連携団体が2者以上ある場合は、連携団体ごとに負担額を記載すること。

支出の部

単位：円

項目	補正前 予算額(C)	補正後 予算額(D)	増減額 (D-C)	説明
補助対象経費				
補助対象経費計(a)				
補助対象外経費	補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額			
	補助対象外経費計(b)			
支出合計(a+b)				

(注) 「2 収支予算書（補正予算）」は、補助対象経費の総額の20%を超える項目間の配分の変更又は補助額の変更がある場合に提出する。

(第3号様式)

神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金事業実施状況報告書

報告日

神奈川県知事 殿

年 月 日付で交付決定を受けた神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金に係る補助事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

なお、この報告に当たっては、申請すること及び申請内容すべてについて、連携団体の了解を得ていることを申し添えます。

(1)申請団体(代表団体)名			
(2)代表者役職名			
(3)代表者名(本名)			
(4)郵便番号	〒		
(5)所在地			
(6)連絡担当者の役職又は所属			
(7)連絡担当者名			
(8)電話番号	①		②
(9)E-mail			

1 補助事業の執行状況

(1)事業名					
(2)事業実施日	始	年	月	日	～ 終 年 月 日
(3)実施場所名					
(4)実施場所所在地					
(5)代表団体・連携団体の役割分担	かながわスポーツ・プラットフォームの登録有無	団体等名		内容	
(6)参加料の有無	有 ・ 無	(7)有の場合 価格	円から 円		
(8)参加者数	人				

2 補助事業の経費の執行状況

※見込みで記入してください。実績報告の際に変更があっても差し支えありません。

収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	備考
神奈川県スポーツによる 地域活性化推進補助金			
代表団体自己負担			
連携団体（ ） 自己負担			
収入合計 (支出合計と一致)			

※連携団体が2者以上ある場合は、連携団体ごとに負担額を記載すること。

支出の部

単位：円

項目	予算額	決算額	増減率	備考
補助対象経費				
補助対象経費計(a)				
補助対象外経費	補助対象経費に係る消費 税及び地方消費税相当額			
補助対象外経費計(b)				
支出合計(a+b)				

(第4号様式)

神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金事業実績報告書

報告日	
-----	--

神奈川県知事 殿

年 月 日付けで交付決定を受けた神奈川県スポーツによる地域活性化推進補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

なお、この報告に当たっては、申請すること及び申請内容すべてについて、連携団体の了解を得ていることを申し添えます。

(1)申請団体(代表団体)名			
(2)代表者役職名			
(3)代表者名(本名)			
(4)郵便番号	〒		
(5)所在地			
(6)連絡担当者の役職又は所属			
(7)連絡担当者名			
(8)電話番号	①		②
(9)E-mail			

(10)申請団体(連携団体)名			
(11)代表者役職名			
(12)代表者名(本名)			
(13)郵便番号	〒		
(14)所在地			
(15)連絡担当者の役職又は所属			
(16)連絡担当者名			
(17)電話番号	①		②
(18)E-mail			

1 補助事業の執行状況

(1)事業名					
(2)事業実施日	始	年	月	日	～ 終 年 月 日
(3)実施場所名					
(4)実施場所所在地					
(5)代表団体・連携団体の役割分担	かながわスポーツ・プラットフォームの登録有無	団体等名		内容	
(6)参加料有無			(7)有の場合 価格	円から 円	
(8)参加者数	人				
(9)実施内容					

(10)目標達成状況及び
その検証

※アンケートの集計結果を添付してください。

2 収支実績

事業期間	始	年	月	日	～	終	年	月	日
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※事業期間内に発注から支払までを行ったものが補助対象経費となります。

収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	積算内訳、増減理由等
神奈川県スポーツによる 地域活性化推進補助金			
代表団体自己負担			
連携団体（ ） 自己負担			
収入合計 (支出合計と一致)			

※連携団体が2者以上ある場合は、連携団体ごとに負担額を記載すること。

支出の部

単位：円

項目	予算額	決算額	増減率	積算内訳、増減理由等
補助対象経費				
補助対象経費計(a)				
補助対象外経費	補助対象経費に係る消費 税及び地方消費税相当額			
補助対象外経費計(b)				
支出合計(a+b)				

(別紙) 積算内訳<支出の部>

参考様式

※1つの証拠書類に複数の経費がある場合はコピーをして、それぞれ採番してください。
※不足する行は追加、不要な行は削除してください。

1 ○○費

(単位：円)

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
1-1				
1-2				
1-3				
1-4				
	小計			

2 ○○費

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
2-1				
2-2				
2-3				
2-4				
	小計			

3 ○○費

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
3-1				
3-2				
3-3				
3-4				
	小計			

4 ○○費

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
4-1				
4-2				
4-3				
4-4				
	小計			

5 ○○費

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
5-1				
5-2				
5-3				
5-4				
	小計			

6 ○○費

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
6-1				
6-2				
6-3				
6-4				
小計				

7 ○○費

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
7-1				
7-2				
7-3				
7-4				
小計				

8 ○○費

証拠書類No	内容	証拠書類記載金額	うち消費税相当額	補助対象経費(税抜)
8-1				
8-2				
8-3				
8-4				
小計				

補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額